

しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○しょうゆの日本農林規格（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）

（下線部分は改正部分）

新（平成27年12月3日農林水産省告示第2596号）				旧			
（こいくちしょうゆの規格） 第3条 こいくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。				（こいくちしょうゆの規格） 第3条 こいくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。			
区 分	基 準		標 準	区 分	基 準		標 準
	特 級	上 級			特 級	上 級	
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）		（略）
色 度	しょうゆの標準色18番（ <u>日本工業規格Z 8781-4（2013）</u> （以下「JIS Z 8781-4」という。）の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=30.0、a* =46.1、b* =51.6とする。以下同じ。）未満であること。ただし、火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行ったものにあつては、 <u>しょうゆの標準色22番（JIS Z 8781-4の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=36.7、a* =45.6、b* =62.9とする。以下同じ。）未満であること。</u>		同左	色 度	しょうゆの標準色18番（日本工業規格Z 8729（2004）（以下「JIS Z 8729」という。）の物体色の表示方法によるL*（明度指数）=30.0、a* =46.1、b* =51.6とする。以下同じ。）未満であること。		
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）		（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）		（略）
（うすくちしょうゆの規格） 第4条 うすくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。				（うすくちしょうゆの規格） 第4条 うすくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。			
区 分	基 準		標 準	区 分	基 準		標 準
	特 級	上 級			特 級	上 級	
（略）	（略）		（略）	（略）	（略）		（略）
色 度	しょうゆの標準色22番以上であること。		（略）	色 度	しょうゆの標準色22番（ <u>JIS Z 8729の物体色の表</u>		（略）

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

(しろしょうゆの規格)

第7条 しろしょうゆの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
(略)	(略)	(略)	(略)
色 度	しょうゆの標準色46番 (JIS Z 8781-4の物体色の表示方法によるL* (明度指数) =76.7、a*=12.5、b*=81.9とする。) 以上であること。		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

	示方法によるL* (明度指数) =36.7、a*=45.6、 b*=62.9とする。) 以上 であること。		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

(しろしょうゆの規格)

第7条 しろしょうゆの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準		
	特 級	上 級	標 準
(略)	(略)	(略)	(略)
色 度	しょうゆの標準色46番 (JIS Z 8729の物体色の表示方法によるL* (明度指数) =76.7、a*=12.5、b*=81.9とする。) 以上であること。		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		